

高校生の政治活動に係る公文書非公開決定に対する 審査請求について

1 審査請求人及び審査請求の年月日

審査請求人 1名（平成 28 年 5 月 31 日）

2 審査請求に至る経緯

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、平成 28 年 3 月 18 日、愛媛県情報公開条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、教育長に対し、「愛媛県教育委員会が高校生の政治活動の解禁に対して行った、平成 27 年 12 月に県立高校の教頭らに対して行ったとされる研修会について、『この研修会後に届けられた県立高等学校の校則、並びにこの研修会以前の県立高等学校の校則』、『その他、高校生の政治活動の解禁に関する一切の文書』に係る公文書公開請求を行った。

(2) 本件公開請求に対する処分

教育長は、当該文書が存在しないため、平成 28 年 3 月 31 日、非公開決定の処分を行った。

3 審査請求の趣旨及び理由

(趣旨)

非公開決定処分を取り消すことを求める。

(理由)

○愛媛県情報公開条例第 1 条の「県民の知る権利を保障」、「公文書の公開を求める権利」、「県政について県民に説明する県の責務」及び、「県政に対する県民の理解と信頼を深めること」の趣旨に反するため。

○愛媛県情報公開条例第 3 条の「公文書の公開を求める権利を十分に尊重するもの」の趣旨に反するため。

4 今後の手続き

行政不服審査法に基づき、教育委員会が審査庁として処理を行う。

(1) 愛媛県情報公開条例第 19 条の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。

(2) 同審査会の答申を踏まえ裁決を行う。

○愛媛県情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、県民の知る権利を保障し、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の日時、場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第19条 実施機関（議会を除く。次条及び第21条において同じ。）は、公開決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立て人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対の意思を表示した第三者（当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）

(不服申立てに対する裁決又は決定)

第21条 実施機関は、第19条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

○行政不服審査法

(処分についての審査請求)

第五条 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合にできる。

一 処分庁に上級行政庁があるとき。（以下省略）

二 省略

2 省略

(弁明書の提出)

第二十二条 審査庁は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。（処分についての不服申立てに関する一般概括主義）

2～5 省略